

特定教育・保育施設(新制度幼稚園)の変更申請に係る根拠法令等適用一覧表

根拠法令	変更内容	変更申請又は届出時添付書類等	届出期日	届出様式等
子ども・子育て 支援法	<b>1 利用定員の増加</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法第32条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第31条第4号 ※事前にご相談ください。	<b>次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を提出</b> (1)施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地 (2)設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3)建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (4)法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数 (5)当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (6)利用定員を増加しようとする理由 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第31条	<b>※事前にご相談ください。 変更の前にあらかじめ申請</b>  (根拠法令) 子ども・子育て支援法第32条第1項	<b>【申請様式】</b> 確認変更申請書(第4号様式) (根拠法令) 郡山市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則第4条  <b>【承認書様式】</b> 確認変更に係る通知書(第5号様式) (根拠法令) 郡山市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認の取扱いに関する要綱第4条
	<b>2 施設名称及び設置の場所</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第1号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出	<b>変更のあった日から起算して十日以内</b>  (根拠法令) 子ども・子育て支援法第35条第1項	<b>【届出様式】</b> 確認内容変更届(第6号様式) (根拠法令) 郡山市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則第5条第1項
	<b>3 設置者の名称及び主たる事務所の所在地</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第2号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	<b>4 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第2号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		
	<b>5 設置者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第4号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	<b>6 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第6号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	<b>7 施設の管理者の氏名、生年月日、住所</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第8号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		
	<b>8 運営規程</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第9号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	<b>9 施設型給付費等の請求に関する事項</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第14号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	<b>10 役員の氏名、生年月日及び住所</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第16号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		
	<b>11 利用定員の減少</b> (根拠法令)子ども・子育て支援法第35条第2項 子ども・子育て支援法施行規則第34条	<b>次に掲げる事項を記載した書類を提出</b> (1)利用定員を減少しようとする年月日 (2)利用定員を減少する理由 (3)現に利用している小学校就学前子どもに対する措置 (4)子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少後の利用定員 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第34条		